

# 犯罪死の見逃し防止に資する 死因究明制度の在り方について

中間取りまとめ

平成22年7月

犯罪死の見逃し防止に資する  
死因究明制度の在り方に関する研究会

## 第1 はじめに

警察が取り扱う死体の数は近年大きく増加し、平成21年には16万858体と平成11年当時の約1.4倍に上っている。しかし、いかに取り扱う死体数が増加しても、犯罪死を見逃すことはあってはならない。

このような認識に基づき、警察においては、検視・死体見分の専門家である刑事調査官の増員<sup>注1)</sup>と教育訓練<sup>注2)</sup>、検視・死体見分に携わる警察署の警察官への教育訓練<sup>注3)</sup>、画像検査装置等の装備資機材の整備・活用<sup>注4)</sup>等の各種施策が講じられてきたところであり、また、監察医制度等を所管する厚生労働省においても、検案医の能力向上のための死体検案に関する講習会の実施<sup>注5)</sup>、都道府県が行う独自の解剖の取組みに対する国費による財政的支援<sup>注6)</sup>等の各種施策が、さらには、大学における法医学研究等を所管する文部科学省においても、大学医学部における研究医養成のための定員増<sup>注7)</sup>等の施策が講じられてきた。

しかしながら、我が国の死因究明制度の現状は必ずしも十分なものとは言い難く、平成10年以降について見ても、犯罪死の見逃し事案が39件発覚しており<sup>注8)</sup>、特に、平成19年に発生したいわゆる時津風部屋事件<sup>注9)</sup>の社会的反響は大きく、犯罪死の見逃しを防止することに対する国民の関心が高まっている。

このような状況を背景にして、ここ数年、国会その他の様々な場において、警察、検案医、解剖医（法医解剖に従事する医師をいう。以下同じ。）等の体制面における問題や、戦後創設された監察医制度等の行政解剖を含めた解剖制度が元来全国民の死因究明を目的とした制度ではないこと等についての問題提起がなされ、幅広い視野から死因究明制度の抜本的な改正の必要性が叫ばれてきたが、制度の見直しは進んでいないのが現状である。

こうした状況を打開し、犯罪死を見逃さない死因究明制度の確立を図るべく、中井洽国家公安委員会委員長の発案により、本年1月、警察庁に、法医学者、刑事法学者等により構成する「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が設置された。

本研究会は平成22年度末に一定の結論を出すことを目指して議論を進めているが、凶悪犯罪の放置に直結する犯罪死の見逃しを防止するための施策を充実させることが喫緊の課題であるとの認識の下に、早急に対応策を講ずる必要がある事項については、可能な限り、平成23年度予算から着手することが望ましいと判断した。

本中間取りまとめは、このような判断に立って、関係当局における来年度予算の検討に資することを目的として、今後5年間を目途に、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度を確立するに当たり必要となる施策や実現すべき目標値等についてのこれまでの議論を整理したものであり、より具体的な内容や、その実現のための方法等については、現在行っている死因究明についての先進的な国々の制度についての実地調査の結果等も参考にしつつ、今後更に議論を深めて、研究会としての結論を出すこととしている。

---

注1) 平成21年度以降2年連続で刑事調査官の増員が措置され、平成22年4月現在の全国の刑事調査官数は、対前年比+25人の221人となっている。

注2) 年2回、警察大学校において、刑事調査官（近い将来、刑事調査官に任命される予定の者を含む。）に対し、約2か月間にわたり死体取扱いに関する研修が実施されている（1回40人）。

注3) 各都道府県警察においては、それぞれ毎年、各警察署の担当者に対し、1週間程度の研修が実施されている。

注4) 平成19年度から、検視におけるCT検査に要する経費が予算化され、平成22年度は、1,300体分のCT検査に要する予算が計上されている。また、平成22年度予算では、いわゆる死体見分に係る200体分のCT検査に要する予算が計上されている。そのほか、平成21年度補正予算においては、携帯型の超音波検査装置（エコー）が各警察本部に1台ずつ整備され、刑事調査官が臨場する際には、これを携帯している。

注5) 厚生労働省は、平成17年度から、警察医等の死体検案能力の向上のため、東京都監察医務院等の協力の下、国立保健医療科学院において、死体検案に関する講習会を実施している（年間定員100人）。

注6) 平成22年度予算において、監察医制度が運用されている地域以外で異状死死因究明のため法医学教室との連携等により独自の解剖の取組みを行っている都道府県に対し、解剖の経費等について財政支援を行い、死因究明の体制づくりを推進することを目的とした異状死死因究明支援事業（約5,500万円）が始められている。

注7) 平成22年度においては、研究医養成のための定員増として医学部入学定員が17人増員されている。これを受け、山口大学では、法医学等の研究医養成のため、特別選抜先端学術プログラム（定員2人）を設定する取組み、長崎大学では、法医学等の研究医養成のため、研究医養成コース（定員2人）を設定する取組みが行われている。

注8) 資料4参照

注9) 平成19年6月25日から26日にかけて、愛知県犬山市で稽古中の時津風部屋において、同部屋の親方ほか3人が、空のビール瓶、金属バット、木の棒等で被害者の臀部、大腿部等を多数回殴打し、顔面を足蹴りするなどしたほか、ぶつかり稽古と称して同人の身

体を土俵に多数回倒すなどの暴行を加え、被害者を死亡させたもの。病院から通報を受けた愛知県警察は、遺体に外傷は認められたものの、死因は病死とする医師の意見や暴行等はなかったとする関係者の供述から、同人の死因を病死と判断していたが、その後、遺族からの強い要望により解剖が行われ、犯罪死であることが明らかになった。

## 第2 必要となる施策等

### 1 検視・死体見分の高度化

我が国においては、不自然な死亡を遂げた死体が発見された場合、第一次的には警察官による検視、死体見分と医師による検案が行われ、犯罪の疑いのある死体は司法解剖に、そうではないが死因が明らかではない死体は行政解剖に付され、法医学的な死因究明が行われる。また、これと並行して現場、周辺、関係者に対する捜査、証拠物の収集、鑑定等が行われ、犯罪捜査の側面から事件性の有無が判断されている。

警察が可能な限り早期に死体の検視・死体見分及び死体を含めた現場周辺の捜査を行い、検案、解剖結果と合わせて死因及びその死が犯罪によるものか否かを明らかにすることは、今後とも、犯罪死の見逃しを防止するために不可欠であり、したがって、警察の検視、死体見分能力の向上を図ることは、将来構築すべき死因究明体制の如何にかかわらず重要と判断される。

#### (1) 刑事調査官の臨場等による検視・死体見分の専門化

一定の捜査経験を有するとともに、法医学や解剖に係る専門研修を受けた刑事調査官は、警察における死体取扱い及びその周辺捜査の専門家であり、刑事調査官が現場に臨場し、実際に死体を視ることは犯罪死の見逃しを防止するために不可欠であり、本来であれば、警察が取り扱うすべての死体について刑事調査官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことができるような体制を整備することが望ましい。しかしながら、平成21年中は、刑事調査官約200人での臨場率が20.3%であることを考えると、臨場率を100%とするためには、取扱死体数が一定であるとして、刑事調査官が1,000人程度(現状の約5倍)必要となると考えられる。また、そのための要員の育成に要する時間や解剖研修の受入可能体制の限界等を考慮すると、この目標を早期に実現することは困難と判断せざるを得ない。

よって、臨場率100%の達成を長期的な目標としつつ、当面は、明らかに犯罪死であることが認められる死体に加えて、少なくとも焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうちの独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等については全件臨場することを目指すことが望ましい。そのような考え方に立って、平成21年中の外因死約45,000体、死因不詳の死体約7,000体、病死と思われる死体のうち外表等から犯罪死か否かを判断することが困難な死体約23,000体（警察が取り扱った全病死数に東京都監察医務院が病死について解剖を行った割合を乗じて算出）の合計、約75,000体にすべて臨場したと仮定すると、臨場率が46.6%となるので、臨場率を50%程度に引き上げることを当面の目標とすることが適当と判断される。

また、刑事調査官の臨場がない場合についても、警察署の捜査員と本部の刑事調査官との連携を一層強化することとし、例えば、死体を取り扱う警察署の捜査員から死体及び周辺の映像を刑事調査官に送信し、指示を受けることが可能となるよう、警察本部における刑事調査官の常駐体制を確保することが重要である。

これらを実現するためには、以下の施策に早急に着手することが望ましい。

#### ① 刑事調査官の増員等

##### ア 増員

臨場率50%を達成し、併せて、警察本部における刑事調査官の常駐体制を確保するために必要となる要員数653人（臨場要員500人、本部常駐要員153人）を目標に刑事調査官を増員する（現在221人）。

##### イ 任用要件の見直し及び名称変更

刑事調査官の資質を有する者を広くこれに任用することができるよう、刑事部門における10年以上の捜査経験等を有することとしている現在の刑事調査官任用要件を見直すとともに、業務内

容を職名に反映する観点から、「刑事調査官」の名称を「検視官」に変更する。

#### ウ 刑事調査官に対する研修の充実

現在、刑事調査官については、警察大学校で実施する法医専門研究科において、年2回、それぞれ40人（計80人）を対象に、約2か月間の研修を行っているが、刑事調査官を上記の体制にするために、同研究科の受講者枠を年間180人（60人×3回）程度まで拡大する。また、併せて研修内容の充実を図る。

### ② 刑事調査官の補助者の増員等

#### ア 増員

臨場刑事調査官は、死体の検視・見分結果、現場及び関係者に対する捜査と医師による検案結果を合わせて、死因、犯罪死か否か及び解剖の要否を判断しなければならず、犯罪死でないと認められる死体を早期に遺族の元に帰すためにも、限られた時間で死体及び現場の状況の精査、前兆、動機の有無等の捜査を行わなければならないことから、最低補助者2人とともに活動することが今後とも必要である。

したがって、臨場刑事調査官500人体制を補助するために、平成22年4月現在、全国で358人いる刑事調査官の補助者を、1,000人程度まで増員する。

#### イ 刑事調査官の補助者に対する研修の充実

刑事調査官の補助者については、管区警察学校で実施する検視実務専科において、年間32人（16人×2回×1管区）を対象に、約3週間の研修を行っているが、刑事調査官の補助者の増員に伴い、同研究科の受講者枠を年間360人（60人×3回×2管区）程度まで拡大し、研修内容の充実を図る。

### ③ 刑事調査官用車の拡充

刑事調査官は、死体取扱いのため、24時間体制で管轄内の様々な場所に早急に臨場する必要があるところ、効率的な臨場を実現するためには、確実な移動手段を確保しなければならない。

そこで、現在、各都道府県（方面）に1台ずつ計51台配備されている刑事調査官用車を、500台程度（臨場刑事調査官1人につき1台）まで追加配備する。

## （2）警察署の死因究明力の向上

刑事調査官が臨場しない場合には、警察署の捜査員のみが臨場し、医師による検案結果と合わせて犯罪死か否か等の判断を行うこととなることから、犯罪死の見逃しを防止するためには、警察署の死因究明力を向上させることが不可欠である。そこで、以下の施策に早急に着手することが望ましい。

### ① 警察署の強行犯係長に任用する者に対する検視等研修の義務付け

警察署の強行犯係長には、各都道府県警察において実施する検視等研修の修了者又は刑事調査官の補助者の経験者を任用することとし、研修未了者には、任用後速やかに研修を実施する。

### ② 本部に常駐する刑事調査官による警察署に対する支援の強化

死体や周辺の状態を映像と音声で即時に本部に送信することができ、検視支援装置等を警察署に整備し、本部に24時間体制で常駐する刑事調査官が、捜査員から送られてくる映像により即時に死体状況等を確認した上で、必要な指示を行うことを義務付ける。

## （3）装備資機材の一層の活用

警察における死因究明力向上のためには、以下の施策を中心に装備資機材の整備・活用を推進することが望ましい。

また、解剖を実施しない死体についても、その後、必要に応じて薬毒物等の鑑定を実施することを可能にするよう、血液等の採取、保存を図ることが望ましく、その方途につき引き続き検討することとする。

### ① 薬物検査の確実な実施

平成10年以降発覚した犯罪死の見逃し事案39件の中には、睡眠導入剤等の薬物を使用して犯行に及んだ事例が11件含まれていたことから、現在、警察が取り扱う死体の一部にしか実施されてい



ない簡易薬物検査を、全死体に対して実施する。

また、現在、尿等を用いて行われている簡易薬物検査を改善するため、より幅広い資料からの検査を可能とする簡易薬物検査キットの導入を検討する。

## ② CT検査の積極的実施

外表所見、病歴等から死因が特定できない死体のCT検査を積極的に実施する。

CT検査については、外表に明確な痕跡が認められず、死因が判然としない死体について脳出血、くも膜下出血、大動脈解離、大動脈瘤破裂等の出血性病変や骨折等が明らかとなり、解剖を行うことなく死因が解明される事例が一定程度存在する上、解剖の要否判断においても外表検査以上の役割を果たすことが認められる。

## ③ 携帯型超音波検査装置（携帯エコー）の積極的活用

医療関係者の協力を得て、携帯エコーの一層の活用を図る。

平成21年度補正予算で各都道府県警察に整備された携帯エコーは死体内の出血や病変の有無等の判別に効果があるので、現場における検視や死体見分において、犯罪死か否かを見極める上で有効である。

## (4) 歯科医との連携強化等による身元確認の高度化

身元不明死体については、その身元を特定することが死因究明の第一歩であることから、身元の特定が早期に行われるよう以下の施策に着手することが望ましい。

また、個々の事案における身元不明死体はもとより、テロ事件等による多数の身元不明死体の身元確認を速やかに遂行するためには、生前の歯科所見のデータベース化を実現することが望ましいので、その方途につき引き続き検討することとする。

### ① 歯牙鑑定に従事する歯科医の鑑定能力の向上

歯学系大学で歯科にかかわる法医学講座を有する大学が少数であることにかんがみ、各大学における歯科法医学教育の充実を図ると

ともに、歯牙鑑定に従事する歯科医師に歯科法医学に係る講習の受講を促進して歯牙鑑定能力の向上を図る。

## ② ポータブル・デジタルエックス線撮影装置の整備・活用

警察本部にポータブル・デジタルエックス線撮影装置を整備する。

多くの歯科医における歯科所見がアナログのエックス線撮影装置により撮影保存されているため、警察が必要な情報を得るためには、事案ごとに個別の歯科医に連絡しなければならない状況にあるが、デジタルエックス線撮影装置の普及に伴い、現場でポータブル・デジタルエックス線撮影装置によって撮影された歯型の画像をネット回線により多数の歯科医に同時伝送し、それぞれに保存されている歯科所見との比較照合を行うことが可能となる。

## ③ 身元確認のためのDNA型・指紋データベースの拡充

DNA型・指紋は個人識別の手段として有効であることから、警察において、身元確認の対象資料となるDNA型・指紋のデータベースの拡充について検討する。

## (5) 死体関連初動捜査力の向上

溺死、一酸化炭素中毒死、転落死等においては、死体所見から判断される死因に間違いはないものの、他殺であるにもかかわらず、自殺や自らの過失による死亡と判断され、犯罪死が見逃される場合があり、平成10年以降に発覚した犯罪死の見逃し事案39件中、17件がそのような事案であった。このような見逃しをなくすためには、限られた時間において死体の精査、現場の捜査、鑑識活動、関係者からの事情聴取に加え、周辺におけるトラブル等に関する捜査を徹底することが必要である。

特に、前記見逃し事案39件のうち、28件は配偶者や親しい知人等が被疑者であったことから、遺族等の心情に配慮しつつも、可能な限り幅広く事情聴取を行った上、関係者の供述の裏付け捜査を徹底することが重要である。

また、前記見逃し事案39件のうち、12件は保険金を目的とした殺人事件であったことから、生命保険や火災保険の加入状況についての情報入手の一層の迅速化を図るよう、警察と関係団体が今以上に協力関係を強化することが望まれる。

## 2 検案の高度化

犯罪死の見逃し防止の観点から、検視や死体見分に立ち会い、検案を行う医師の果たす役割は大きいですが、検案に当たる医師が法医学に係る専門的知見を有していない場合があります、法医学的見地からの正確な死因の判断や警察官が犯罪死か否かの判断を行う上での適切な助言が得られていない場合も見られる。

そこで、的確な検案により犯罪死の見逃しを防止するため、警察において、可能な限り大学法医学教室の出身者や在籍者等、法医学の知見を有する医師を検案に当たる医師として確保することが望ましい。

さらに、同様の観点から、以下の事項について、引き続き検討することとする。

### ① 検案医認定制度の創設

検案に当たる医師に対して、定期的な法医学に係る講習の受講を義務付けることにより、その能力向上を図り、その中から法医学の知見を身に付けた者を、一定の基準の下で、検案医に認定する制度の創設を検討する。

### ② 専門医師による検案制度の導入

法医学の専門医がすべての検案を行うことを可能にするよう、警察が取り扱う死体の検案を専門に行う医師が一定地域の検案を責任を持って行う制度や、一定地域の検案を行う医師を公務員として採用する制度の創設を検討する。

### ③ 検案の費用負担の在り方

検案は犯罪死の見逃し防止という公益目的に資する重要な役割を担っていることを踏まえて、検案費用(検案料及び検案書作成料)の負担の在り方について検討する。

### 3 解剖率の向上

平成21年中に司法解剖又は行政解剖が行われたのは1万6,184体であり、警察が取り扱う死体総数に対する解剖率は10.1%となっているが、犯罪死の見逃しを防止するためには、将来的には、明らかに犯罪死であることが認められる死体に加え、少なくとも焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうちの独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等、前記1(1)において指摘した刑事調査官の臨場を確保すべき場合の死体については、そのすべてに解剖を実施することを目標とすることが望ましく、そのために解剖率をおおむね50%程度まで引き上げる<sup>#10)</sup>ことが必要である。

しかしながら、現在、解剖医1人当たりの解剖実施数を急増させることは困難な状況にあり、また、必要な解剖医の増員・養成にも一定の予算、年数を要するため、早期に、解剖率を50%に引き上げることは困難と判断される。

その一方で、監察医務院が設置され、全国で最も死因究明に関する体制が整っている東京都23区の解剖率が約20%であることにもかんがみ、5年後を目途に全国の解剖率を20%まで引き上げることを当面の目標とすることが望ましい。そのような考え方に立って、平成21年中に警察が取り扱った死体数約16万体を基礎にすると、解剖率を20%とするためには、司法解剖約7,000体に加え、約2万5,000体について行政解剖を実施することとなる。

なお、解剖を実施しない場合であっても、CT検査の積極的实施により、外表のみで死因を判断することを極力減らすことが必要である。

このような認識の下で、以下の事項について、引き続き検討すること

---

注10) ここ10年について見ると、警察への届出死体のうち、司法検視の対象となる変死体として取り扱った死体数は、1万4,000体前後で、大きな変化は見られないことから、解剖総数を向上させるためには、行政解剖数を増加させることとなるが、平成21年中の司法解剖実施数は6,569体であり、刑事調査官が臨場することが望ましい7万5,000体を解剖するためには、現在約9,600体にとどまっている行政解剖数を約6万8,000体にまで増加させることとなる。

とする。

#### ① 解剖医の増員

解剖率20%を達成することを目標に、法医育成支援制度の創設や法医学教室等を活用した解剖実施モデル事業の実施等、国、地方公共団体等からの資金を活用した人材確保のための方策を検討する。

#### ② 解剖施設の拡充

必要な解剖施設を確保する方途について検討する。現在、監察医制度のない地域では、法医解剖を大学の法医学教室に委ねているところであるが、解剖数の増加に伴い、既存の法医学教室の体制では、必要な解剖をすべて行うことは困難となるので、必要な解剖施設の拡充は不可欠と判断される。

#### ③ 解剖経費の増額

現在、すべて公費負担となっている司法解剖と、一部の都道府県を除き予算の手当てが極めて薄い状況にある行政解剖につき、必要な経費の拡充について検討を行うとともに、その目的が公益目的であること等を踏まえて、全額公費負担とすることを含めて、解剖率を20%程度にまで引き上げるための経費負担の在り方及び予算確保のための方策について検討する。

#### ④ 薬毒物検査職員等の整備

解剖を効率的に行うためには、これに関与する薬毒物検査職員、放射線技師等が一定数必要となることから、解剖医だけでなく、必要とされる関係職員数について検討する。

## 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会委員名簿

(平成22年7月現在)

座長	さとう 佐藤	ゆきお 行雄	日本国際問題研究所副会長
座長代理	かわばた 川端	ひろし 博	明治大学法科大学院専任教授
委員	いわい 岩井	よしこ 宜子	専修大学法科大学院教授
	いわせ 岩瀬	ひろたろう 博太郎	千葉大学大学院教授
	おちあい 落合	よしかず 義和	法務省刑事局刑事課長
	かげうら 影浦	みつよし 光義	福岡大学教授
	かねたか 金高	まさひと 雅仁	警察庁刑事局長
	こむろ 小室	としのぶ 歳信	日本大学教授
	なかぞの 中園	いちろう 一郎	長崎大学大学院教授
	ふくなが 福永	たつしげ 龍繁	東京都監察医務院院長

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会開催状況

第1回（平成22年1月29日開催）

- 我が国の死因究明制度の現状と問題点等について検討

第2回（平成22年2月19日開催）

- 被害者遺族（時津風部屋事件の被害者遺族）からのヒアリング
- 関係省庁ヒアリング
  - ・ 厚生労働省
  - ・ 文部科学省
- ヒアリング結果等を踏まえた検討

第3回（平成22年3月19日開催）

- 早期に着手すべき課題等について検討

第4回（平成22年4月16日開催）

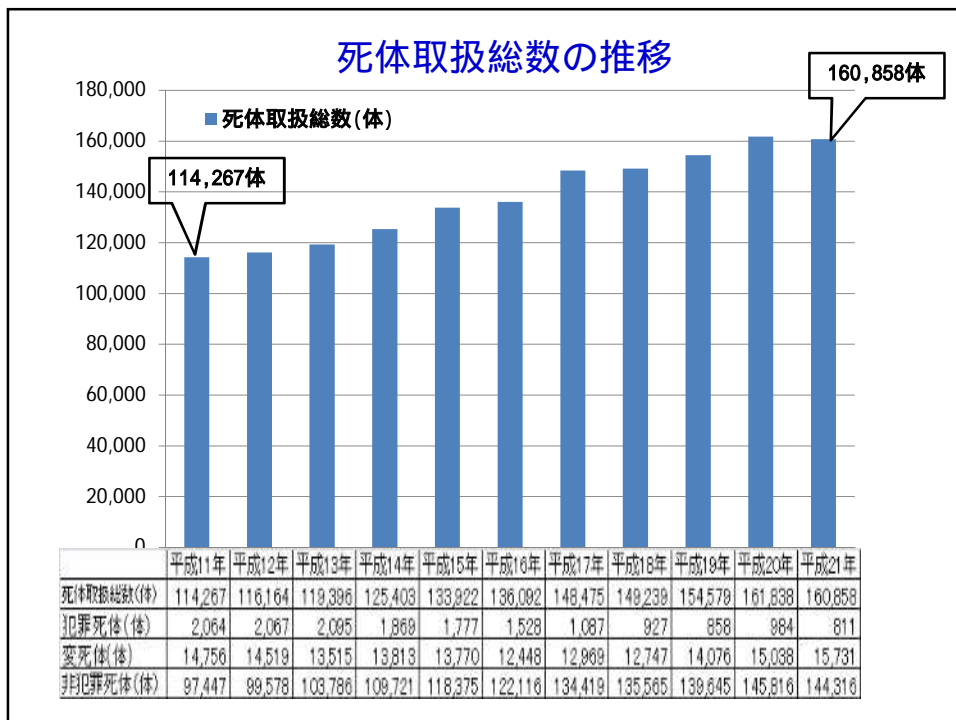
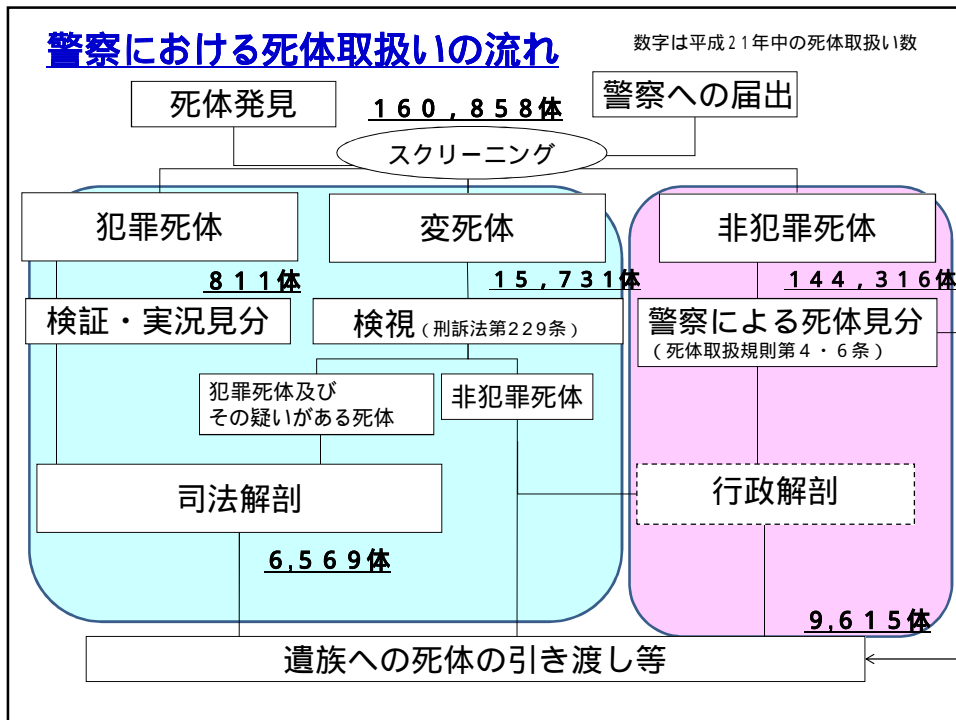
- 東京都監察医務院視察
- 米国（ワシントン州キング郡）における死因究明制度の概要報告
- 中間取りまとめに向けた検討

第5回（平成22年5月28日開催）

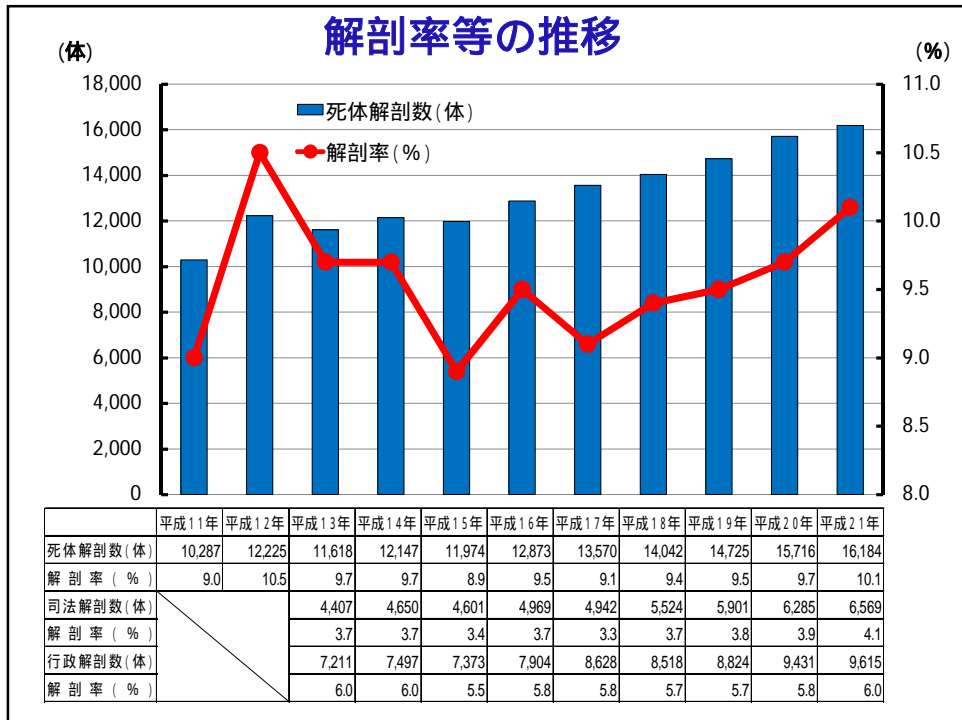
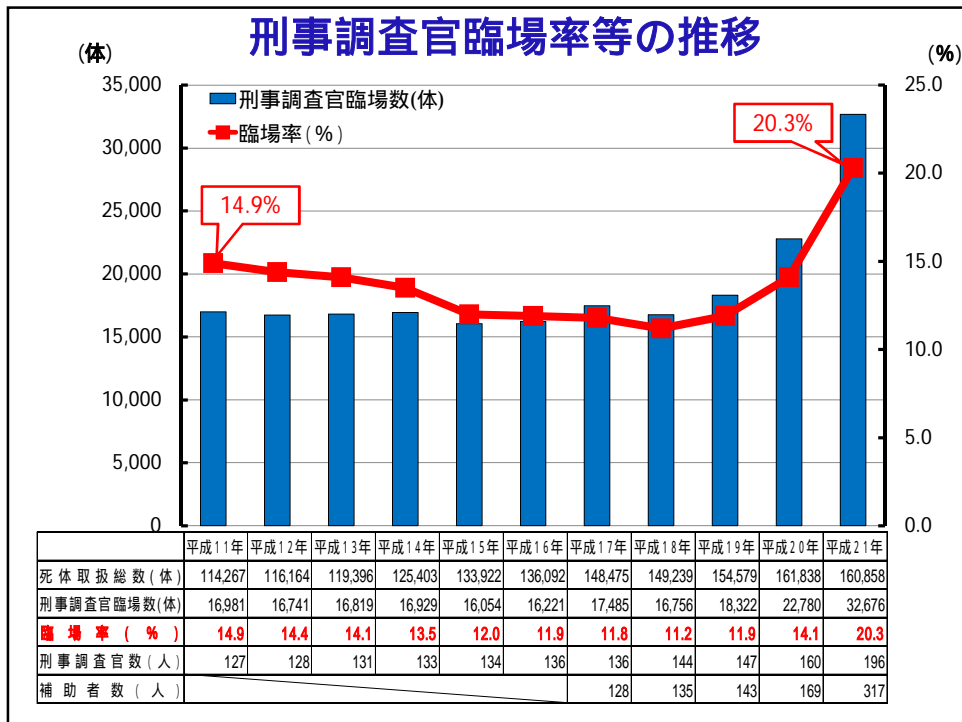
- フィンランドにおける死因究明制度の概要報告
- 中間取りまとめに向けた検討

第6回（平成22年7月2日開催）

- オーストラリア（ビクトリア州）における死因究明制度の概要報告
- 中間取りまとめに向けた検討







## 平成10年以降に発覚した犯罪死の見逃し事案について

【発生 昭和55年～平成20年】

## 1 警察において当初判断した死因別

死	因	件数	臨場		解剖
			臨場	解剖	
病死 17	心臓死	10	1		
	脳出血	4	1		
	病気に起因する溺死	2			
	肝硬変	1	1		
自殺 12	溺死	5	2		1
	縊死	3			
	焼死	2	1		
	失血死	1			
	転落死	1			
自過失 9	溺死	6	4		2
	外傷性脳障害	2			
	一酸化炭素中毒	1			1
不詳		1			1
計		39	10		5

※ 臨場とは刑事調査官が現場に臨場したものをいう。

※ 解剖とは司法解剖と行政解剖を合わせた数である。

## 2 死因について誤った判断がなされたもの

当初判断した死因	件数	臨場		解剖	発覚後判明した死因	件数
		臨場	解剖			
心臓死	9	1			窒息死(扼殺・鼻口部閉塞)	3
					中毒(シアン)	2
					外傷性ショック	2
					一酸化炭素中毒	1
					空気塞栓	1
脳出血	4	1			窒息死(絞殺)	2
					脳挫傷	1
					急性硬膜下血腫	1
縊死	3				窒息死(絞殺)	3
病気に起因する溺死	2				窒息死(扼殺・押さえつけ)	2
溺死	2	1	1	1	窒息死(鼻口部閉塞)	1
					中毒(トリカブト)	1
焼死	1				窒息死(絞殺)	1
不詳	1			1	窒息死(頸部圧迫～腕絞)	1
計	22	3	2		22	

## 3 死因は誤っていないが、犯罪性を見落とされたもの

死	因	件数	臨場		解剖	発覚後判明した手段	件数
			臨場	解剖			
溺死	死	9	5	2		突き落とし	6
						水に頭部を押さえつけ	1
						飛び込ませる	1
						車ごと転落	1
外傷性脳障害	死	2				殴りつけて転倒させる	1
						ハンマーで殴打	1
転落	死	1				高所から墜落させる	1
失血	死	1				包丁で腹部を刺す	1
焼死	死	1	1			睡眠薬を飲ませて車に放火	1
一酸化炭素中毒	死	1		1		給湯器のガス漏れ	1
心臓死	死	1				インスリンの不投与	1
肝硬変	変	1	1			アルコールを無理矢理飲ませる	1
計		17	7	3		17	

## 海外視察・調査研究実施状況及び予定

## (実施状況)

- 1 米国（ワシントン州キング郡）平成22年2月21日～26日
  - ・キング郡検死局
  - ・シアトル市警察本部
  - ・ワシントンステートパトロール科学研究所
  - ・ワシントン州検事総長事務所
  - ・FBIシアトル支局
  
- 2 オーストラリア（ビクトリア州）平成22年5月 2日～ 6日  
平成22年6月12日～20日
  - ・ビクトリア州警察本部
  - ・コロナー事務所
  - ・ビクトリア法医学研究所
  
- 3 フィンランド 平成22年5月13日～23日
  - ・ヘルシンキ警察
  - ・国立健康福祉センター
  - ・ヘルシンキ大学法医学教室
  - ・トゥルク大学法医学教室等
  - ・タンペレ大学法医学教室等
  
- 4 英国 平成22年6月23日～7月1日
  - ・北ロンドンコロナーズコート
  - ・ロンドン大学キングズカレッジ
  - ・ロンドン警視庁警察学校
  - ・ハリンゲイ区死体安置所
  - ・司法省
  - ・警察業務改善庁
  
- 5 ドイツ 平成22年6月27日～7月4日
  - ・ハンブルク大学法医学研究所
  - ・ハンブルク州警察

## (予定)

スウェーデン 平成22年9月